

アルコール製造業務報告書＜留意事項＞

■業務報告書の作成にあたり、留意いただく事項を簡素に整理しています。

以下の「留意事項」をご確認の上、期日までに提出ください。

詳しくは「アルコール製造の手引き」を確認ください。 >>>



✓ 毎年 5 月末日までに提出 [法令に定める義務]

(必ず記載誤りや漏れがないか、ダブルチェック後に提出してください。)

✓ 譲渡数量は、4 月 1 日から翌年 3 月末日までに譲渡先に納入したアルコール数量を記載

✓ 許可を受けている「製造場又は貯蔵所」「発酵・合成の別」「度数別」に記載
アルコールの製造や払い出しの実績がない場合でも提出が必要

様式第9 (第11条第1項関係)

実際に提出する日 (投函日) を記載

2 0 2 4 年 0 5 月 1 0 日

近畿 経済産業局長 殿

「近畿経済産業局長」としてください。
「近畿」が抜けていると受理できません。

(郵便番号 540-8535)

報 告 者 住所 大阪府中央区大手前1-5-44

電話番号 06 (6966) 6029

商号、名称 又は 氏名

近畿経済株式会社

(許可番号 3 - 5 - 9 9 9 9 9)

法人の代表者の住所 及び 氏名

大阪府中中央区大手前〇-〇

代表取締役 経産 太郎

法定代理人の住所 及び 氏名

商号 又は 名称

法人代表者の「自宅住所」「役職名」
(代表取締役等) を忘れずに記載

ア ル コ ー ル 製 造 業 務 報 告 書

アルコール事業法第9条第2項の規定により、次のとおり報告します。

1. 2023 年度製品アルコール受払

2. 2023 年度原料用アルコール受払

該当年度を忘れずに記載

(2024年5月末日までに提出する報告書は「2023」です。)

様式第9（第11条第1項関係）

1. 2023年度製品アルコール受払

(1) 製造場又は貯蔵所の名称

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

アルコール数量は、法定帳簿（アルコール受払簿）と同じ桁で記載（少数点第3位まで記載可）

名称を記載

3-5-99999-01 大阪製造所
95度
1 (1:発酵 2:合成)

譲渡数量は、様式11の合計値と一致しているか

国庫納付金申告書と一致しているか

前年度から繰越 (リットル)	増	数量 (リットル)	減	数量 (リットル)	翌年度へ繰越 (リットル)
コード	摘要	コード	摘要	コード	摘要
3	製造	1,548,000.000	7 1	譲渡	194,000.000
5 8	度数換え	2,000.000	7 3	特定アルコール	1,000.000
5 9	計量誤差増	201.000	8 02	移出 千葉貯蔵所	1,235,000.000
			9 1	欠減（計量誤差）	500.000
			9 2	亡失（2022年10月1日報告）	180.000
			9 5	収去 収去番号01-5-22-008	1.000
			9 9	その他 品質分析に使用	20.000
0.000	合 計	1,550,201.000	合 計	1,430,701.000	119,500.000

コード、サブコードに間違いはないか

前年度報告書の「翌年度へ繰越」の数量（提出前に再確認してください。）

法定帳簿の3月末の在庫数量と一致しているか

合計値に誤りはないか確認

様式第11（第11条第1項関係）

4月～翌年3月までに「受取人」に納入したアルコールを記載

製品アルコール譲渡一覧表

名称を記載

(1) 製造場又は貯蔵所の名称

大阪製造所

(2) 度数

(3) 発酵アルコール又は合成アルコールの別

3-5-99999-01
95度
1 (1:発酵 2:合成)

受取人の氏名又は名称及び移出先の名称	許可番号	譲渡数量 (リットル)	摘要
〇〇食品株式会社 〇〇工場	1-5-XXXXX-01	50,000.000	
株式会社△△製菓 △△工場	1-5-XXXXX-05	80,000.000	
□□販売株式会社 □□支店	2-5-XXXXX-03	64,000.000	
	- - -		
合 計		194,000.000	

年度途中で名称と許可番号に変更がなかったか確認

事業場番号まで記載する

データ抽出に誤りはないか

※販売事業の許可を得ている場合

譲渡先に製造事業、販売事業のどちらの許可番号で譲渡したのか、事前の連絡が必要です。

合計値に誤りはないか確認